

福島県環境保全型農業直接支払交付金に関する事務取扱について

(目的)

第1条 この事務取扱は、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産省事務次官依命通知。以下、「国交付等要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産省事務次官依命通知。以下「国推進要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号、27農振第2219号農林水産省生産局長、農村振興局長両通知。以下「国推進要領」という。）及び福島県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け23農支第604号福島県農林水産部長通知。以下、「県交付要綱」という。）に基づき実施する、環境保全型農業直接支払交付金及び日本型直接支払推進交付金（推進交付金）に係る事務取扱について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

(遂行状況報告)

第2条 県交付要綱第9条により市町村長が行う遂行状況報告書（別記様式第3号）は、当該年度の1月10日までに農林事務所長へ提出するものとする。農林事務所長は、これを取りまとめ、当該年度の1月20日までに農林水産部長へ報告を行うものとする。

(実施状況の確認及び取りまとめ)

第3条 実施状況の確認にあたって、市町村長は、国実施要領第8の4の（1）のアのただし書きを適用し、年度末までに対象活動が終了する場合には、取組終了前の申請者であっても、その取組見込みを記載した生産記録による実施状況の報告を求め、1月末日までには、当該年度に終了見込みである全てのほ場の実施状況報告を受けるものとする。

- 2 国実施要領第8の5の（1）のイに基づき、市町村長が都道府県知事に行う確認の要請は、当該市町村を所管する農林事務所長へ行う。農林事務所長は、市町村と協議のうえ、国実施要領別記5に基づき実施し、参考様式第1号により市町村長へ通知する。
- 3 市町村長が、国実施要領第8の6の（1）に基づき2月15日までに行う実施状況報告は、国実施要領様式第8号により農林事務所長へ行う。農林事務所長は、管内の報告を取りまとめ、2月20日までに農林水産部長へ報告するものとする。

(抽出検査の実施)

第4条 国実施要領第8の7に基づく抽出検査に先だって、農林水産部長は、東北農政局と連携し抽出確認の対象とする市町村、農業者等の数を農林事務所ごとに決定し、農林事務所長は、抽出検査の対象となる農業者等を決定する。

- 2 抽出検査の確認主体は、農林事務所及び東北農政局関係部局とする。
- 3 抽出検査の実施にあたって、農林事務所長は現地確認の日時、確認の方法等について、あらかじめ農業者等及び所在地を所管する市町村に通知するものとし、抽出検査の結果

については、参考様式第2号により2月15日までに市町村長に確認結果を通知する。

(事業の実施結果の報告)

第5条 国実施要領第13の2に基づき、市町村長が県知事に提出する実施結果の報告(共通様式第7号又は様式第8号)は、農林事務所長へ行う。農林事務所長は、これら報告をとりまとめ、当該交付年度の翌年度5月20日までに農林水産部長へ送付する。

(自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合に対する意見書)

第6条 国実施要領別記6の2に基づき、市町村長が知事に対して、自然災害の発生による特例措置の適用に係る技術的意見を求める場合の対象活動の履行が困難である旨の理由書(様式第11号)の提出先は、農林事務所長とする。

2 前項の提出を受けた農林事務所長は、技術的な観点からの確認を行った上で、「自然災害の発生による特例措置の適用に係る意見書(国実施要領添付様式第12号)」及び生産記録等を農林水産部長へ提出するものとする。

3 農林水産部長は、国実施要領別記6の2の(3)に基づき、東北農政局長に対し「自然災害の発生による特例措置の適用に係る協議(国実施要領様式第12号)」により協議を行うものとする。

4 農林水産部長は、協議の結果を提出のあった農林事務所長に通知するものとする。

5 農林事務所長は、前条の2と併せて市町村長に通知する。

(交付金に係る手続き)

第7条 国推進要綱第5の3及び国推進要領第3の2に基づき、市町村長が知事に提出する市町村推進事業実施計画(国推進要領様式第2号)は、農林事務所長へ提出する。

2 農林事務所長は、前項の計画書を収受したときは、遅滞なくその写しを農林水産部長に送付するものとする。

3 事業の実施については、原則として交付決定後に着手するものとする。ただし、事業の円滑な実施を図るため、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、市町村長は、あらかじめ、「福島県における日本型直接支払推進交付金(環境交付金)市町村推進事業交付決定前着手届(県様式1号)」を農林事務所長へ提出する。

4 農林事務所長は、前項の交付決定前着手届を収受したときは、遅滞なくその写しを農林水産部長に送付するものとする。

5 福島県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け23農支第604号福島県農林水産部長通知)第10条に定める実績報告をもって、国推進要綱第17の6に基づく、市町村長から知事への市町村推進事業の実績報告がなされたものとみなす。

国実施要領第8の1の(5)、同第8の4の(2)、同第13の4に基づき、交付金の円滑適正な執行等を図るために必要があると認めるときは、申請者が提出した事業計画、営農活動計画書、実施状況報告書、営農活動実績報告書に係る書類について、農林水産部長は、農林事務所長を経由して市町村に対し、提出を求めることができるものと

する。

- 6 農林事務所長は、前項の実績報告の写しを、当該交付年度の翌年度の4月5日（交付金を全額概算払により交付した場合には、当該交付年度の翌年度の4月20日）までに、農林水産部長へ送付するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第8条 次に掲げるもの（以下「事務手続」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により事務手続を行う場合において、本要領に基づき当該事務手続に添付すべきとされている書類について、当該書類は全部を書面により提出することを妨げない。

（1）市町村長が行う事務取扱第3条の3（国実施要綱第8の6（1））の規定による実施状況の取りまとめ

（2）市町村長が行う事務取扱第5条（国実施要領第13の2）の規定による実施結果の報告

- 3 農業者団体等、市町村長、都道府県知事、国が前項の規定により eMAFF を使用する方法により事務手続を行う場合は、eMAFF のサービス提供者が 別に定める eMAFF の利用に係る規約に従わなければならない。

（権限の委任）

第9条 この事務取扱にある知事の権限は、所管の農林事務所の長に委任する。

附 則

この事務取扱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この事務取扱は、平成24年6月21日から施行し、平成24年度分の交付金から適用する。

附 則

この事務取扱は、平成27年4月15日から施行し、平成27年度分の交付金から適用する。

附 則

この事務取扱は、平成28年4月28日から施行し、平成28年度分の交付金から適用する。

附 則

この事務取扱は、平成29年5月22日から施行し、平成29年度分の交付金から適用する。

附 則

この事務取扱は、平成30年5月2日から施行し、平成30年度分の交付金から適用する。

附 則

この事務取扱は、令和2年4月15日から施行し、令和2年度分の交付金から適用する。

附 則

この事務取扱は、令和3年4月20日から施行し、令和3年度分の交付金から適用する。

附 則

この事務取扱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の交付金から適用する。

附 則

この事務取扱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年度分の交付金から適用する。

(別添)

環境保全型農業直接支払交付金に関する事務取扱細則

「環境保全型農業直接支払交付金に関する事務取扱について（平成23年9月29日付け23農支第1862号福島県農林水産部長通知、最終改正平成30年5月2日付け28農支第900号）」における県機関内部の事務分担等については、この細則による。

(第1条 実施状況の確認及び取りまとめ)

農業振興課は、実施状況確認の要請を受けた場合、国実施要領別記5に基づく確認の時期、確認体制等については、普及担当課等の協力を得て市町村と協議し実施するものとする。

普及担当課等は生産記録等の内容に関し、技術的観点からの確認を行い、その確認結果について、別添添付様式1により、その結果を農業振興課に回答するものとする。

農業振興課は、参考様式第1号により市町村長へ通知する。

(第2条 抽出検査の実施)

抽出検査については、農業振興課が、技術的確認の主体となる普及担当課等の協力を得て、東北農政局関係部局との連携により実施するものとする。

普及担当課等は抽出検査の結果について、別添添付様式1により、その結果を農業振興課に回答するものとする。

農業振興課は、参考様式第2号により市町村長へ通知する。

(第3条 自然災害の発生により対象活動履行が困難となった場合)

市町村から、自然災害の発生による特例措置の適用に係る技術的意見を求める場合の対象活動の履行が困難である旨の理由書の提出を受けた農業振興課は、その内容に関し、普及担当課等に対して、技術的な観点からの確認を求めることとする。

普及担当課等は対象活動の履行が困難である旨の理由書の内容について技術的な観点からの確認を行い、その結果を農業振興課に回答するものとする。